

吉岡町地内における 次期最終処分場建設候補地 に係る地権者説明会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合

事業課

令和5年12月17日(日)

1

次期最終処分場建設候補地に係る
事前調査について

2



渋川地区広域市町村圏振興整備組合 （渋川広域組合）の組織紹介



3

○地方自治法

本組合は、渋川市、吉岡町、榛東村で
組織された特別地方公共団体です。

（地方公共団体の種類）

地方自治法第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

（組合の種類及び設置）

地方自治法第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。



4

《共同処理する事務》

渋川市・吉岡町・榛東村の3市町村が単独で行うよりも共同で行った方がより効率的と考えられる事務について共同で行っています。

組合が共同処理する事務には、次のようなものがあります。

- (1) 消防に関する事務
- (2) ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務
- (3) し尿処理施設の設置及び管理並びにし尿の収集、運搬及び処分に関する事務
- (4) 浄化槽の清掃並びに浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分に関する事務
- (5) 組合立火葬場及び斎場の設置及び管理に関する事務
- (6) 夜間急患診療所の設置及び管理並びに救急医療対策補助事業に関する事務
- (7) 職業訓練センターの設置及び管理に関する事務
- (8) 組合立運動場の設置及び管理に関する事務

5

《共同処理する事務》

- (9) ふるさと市町村圏計画の策定及び事業の実施についての連絡調整
- (10) ふるさと市町村圏計画における活動事業の実施に関する事務
- (11) 火薬類取締法に規定する知事の権限に属する事務のうち、関係市町村が処理すること
- (12) ガス事業法、電気用品安全法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する市長の権限に属する事務及び知事の権限に属する事務のうち関係市町村が処理することとされた事務

今回は、(2) ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務としまして、最終処分場の整備について、ご理解とご協力をいただきたく、お集まりいただいたものとなります。

6

最終処分場について

7

《最終処分場とは》

組合の最終処分場では、渋川広域圏（渋川市・吉岡町・榛東村）の家庭や事業所から排出されるごみを焼却した後の灰や、燃やせないごみのうち再利用できないガラスや陶器などを埋立てています。

オープン型最終処分場



クローズド型最終処分場



8

《エコ小野上処分場概要》

- 敷地面積：22,080㎡ ■埋立面積：6,730㎡
 - 埋立容積：70,000㎡
 - 埋立対象：焼却残渣・不燃残渣
 - 埋立開始：平成26年12月 ■埋立期間：15年間
 - 残余容量：29,708.1㎡（約58%が埋立済み 令和5年2月末現在）
- ※毎年度測量により実測しています。



9

《渋川広域圏の最終処分場の経緯について》

渋川市、吉岡町、榛東村のごみ処理は渋川広域組合で共同して行っています。

最終処分場の設置に関しましては、平成20年に3市町村で最終処分場建設に係る候補地選定に関する協定書を締結し、その用地提供順位は

①渋川市、②吉岡町、③渋川市、④榛東村となっています。

現在は、用地提供順位が1位となる渋川市から渋川市小野子地内の土地を提供していただき、その場所にエコ小野上処分場を建設し稼働しているところとなっています。

エコ小野上処分場は焼却灰等の埋立容量が令和11年度中に満了となる予定ですので、次期用地提供順位となる吉岡町から候補地決定報告を受けたものとなります。

10

《候補地選定経過》

令和元年 5月 渋川広域組合から吉岡町に対し、次期最終処分場用地
選定報告を依頼

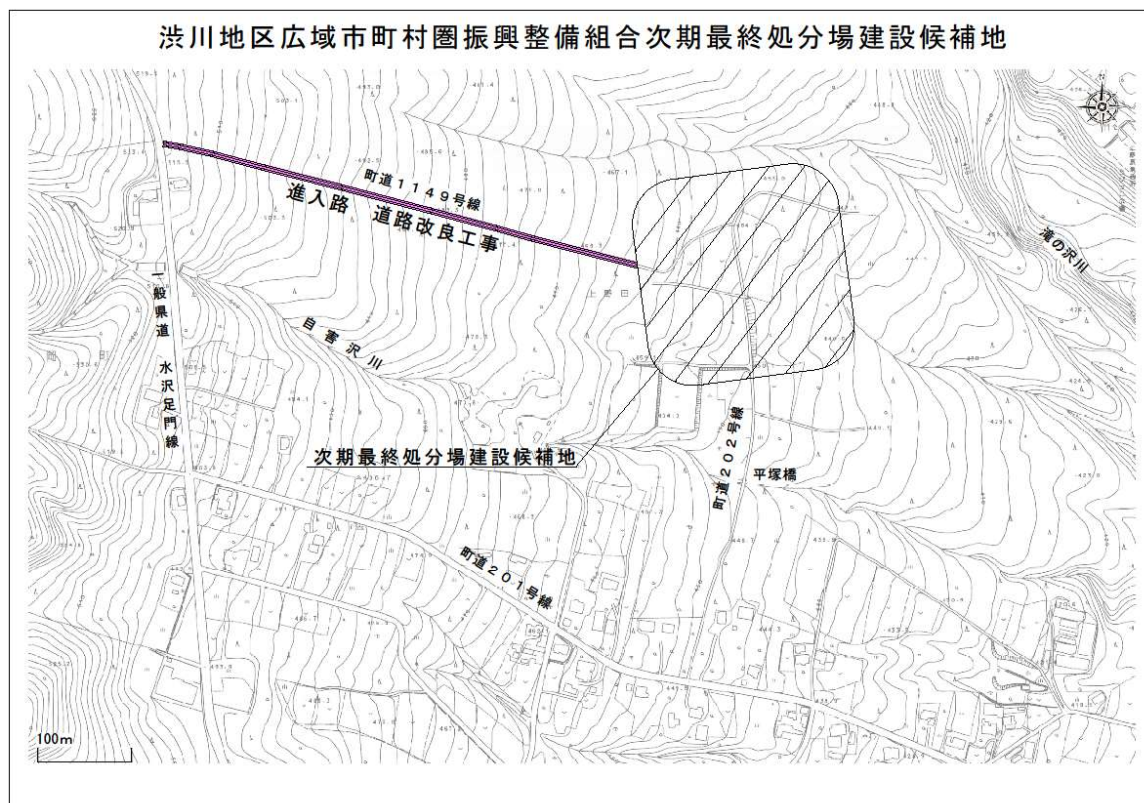
令和2年11月 吉岡町は、吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏
振興整備組合最終処分場候補地選定委員会を設立し検
討を重ね、また地元住民説明会を開催
委員会：6回 地元説明会：4回

令和5年 2月 吉岡町から渋川広域組合に対し、候補地決定報告
(詳細な経過については吉岡町ホームページに会議録・資料等掲載されて
おります。)

11

事業概要について

12



道路現況（町道 1 1 4 9 号線）



15

地番情報が含まれるため、
掲載を控えさせていただきます。

《用地測量・地質調査の目的》

- ①最終処分場建設の準備として、地形、工作物等の状況を測量し、現地に計画道路や建設敷地の位置を標示いたします。
- ②建設予定地については、処分場建設のため土の性状把握や、地下水の流れなどを確認するため地質調査を実施いたします。
- ③現況道路や最終処分場予定地と民有地の境界を土地所有者、関係権利者立会いのもとで確認し、予定地範囲を定めます。
- ④地権者様立会いのもと、用地として必要となる敷地について、隣接する敷地との境界を確認します。
- ⑤計画道路位置や最終処分場敷地位置を示す仮杭等設置及び測量をします。
- ⑥道路用地、最終処分場敷地面積を確定します。

17

《測量作業等について》

- | | |
|---------------|--|
| ①測量期間 | ・ 令和6年5月～令和7年3月頃
・ 測量時間帯 日中
・ 現況把握 |
| ②資料調査 | ・ 地積測量図や境界確定図の収集 |
| ③境界点現地確認 | ・ 測量作業に地権者様の立会いは必要ございません |
| ④境界点復元測量 | |
| ⑤境界立会 | ・ 現況道路や民有地の境界を確認
・ 立会証明書に署名・押印 |
| ⑥最終処分場計画位置の測量 | |
| ⑦用地取得 | ・ 令和7年度以降 |

※組合が発行した身分証明書を携帯した者が行います。

※地質調査はボーリング調査を伴いますので、場所が確定しましたら作業前に該当となる地権者様にご連絡させていただきます。

18

《事業スケジュール》

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
測量・地質調査	→					
不動産鑑定		→				
用地購入（予定）		→	→			
基本計画	→					
基本設計		→				
実施設計			→	→		
生活環境影響調査			→	→		
建設工事				→	→	→

19

以上で説明を終了いたします。
ありがとうございました。

20